

# たいようの杜短期入所生活介護事業所

## 【短期入所生活介護料金表】

●1日あたりの費用(食費・居住費・加算を含む) 単位:円

	要介護1 (併設短期生活Ⅱ1) 603単位	要介護2 (併設短期生活Ⅱ2) 672単位	要介護3 (併設短期生活Ⅱ3) 745単位	要介護4 (併設短期生活Ⅱ4) 815単位	要介護5 (併設短期生活Ⅱ5) 884単位
第1段階	300	300	300	300	300
第2段階	2,008	2,021	2,114	2,203	2,291
第3段階①	2,408	2,421	2,514	2,603	2,691
第3段階②	2,708	2,721	2,814	2,903	2,991
第4段階	3,543	3,556	3,649	3,738	3,826
2割負担	4,521	4,547	4,733	4,911	5,087
3割負担	5,499	5,538	5,817	6,084	6,348

## 【短期入所生活介護料金表】

	要支援1 (予併設短期生活Ⅱ1) 451単位	要支援2 (予併設短期生活Ⅱ2) 561単位		食費 (1日あたり) 単位:円	居住費 (1日あたり) 単位:円
第1段階	300	300	第1段階	300	0
第2段階	1,714	1,849	第2段階	600	430
第3段階①	2,114	2,249	第3段階①	1,000	430
第3段階②	2,414	2,549	第3段階②	1,300	430
第4段階	3,249	3,384	第4段階	1,650	915

\*端数処理等があるため、合算金額と実際の請求金額が合わない場合があります。  
また、加算の種類によって人員配置等やその他の基準を満たしている場合に算定するものもあります。

<介護サービス費に含まれている加算項目>

看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日
看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日
夜勤職員配置加算	13単位/日
個別機能訓練加算	56単位/日
サービス提供強化加算(Ⅱ)	18単位/日
生産性向上推進体制加算	10単位/月
処遇改善加算(Ⅱ口)	所定単位数の17.2%/月

※要支援1・2の方は看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、夜勤職員配置加算の算定はありません。

<その他別途にかかる加算項目>

加算項目	内容	基本単位
送迎加算	短期入所生活介護等の事業所を利用する際、事業所と居宅等との送迎サービスを提供することを評価する加算です。	184単位 (片道)
療養食加算	疾病治療の為、医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、痛風食、脂質異常食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。	(1食につき) 8単位
緊急短期受入加算	利用者やその家族の状況に合わせ、ケアプランにおいて利用計画のない緊急の受け入れを評価する加算です。	90単位/日
看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30以下について、7日を限度に算定する加算です。	64単位/日
口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に算定します。	50単位/回

<その他の費用(介護給付対象外)>

サービス種類	費用	内容
特別な食事	実費相当額	栄養補助食品等
理髪・理美容	実費相当額	理美容業者の出張による理髪サービスをご利用いただいた場合
教養娯楽費	実費相当額	レクリエーション、クラブ活動、行事としての材料費等
複写物の交付(コピー代)	10円/1項目	サービス提供等の記録の複写物を必要とする場合
電気代	50円/1日	個人使用の電気製品(テレビ・加湿器等)を持ち込んだ場合 (持ち込み可) テレビ、加湿器、携帯電話、パソコン等 (持ち込み不可) 冷蔵庫、ヒーター、扇風機、電気毛布等
※日常生活品費	100円/都度	歯ブラシ 1本
	150円/都度	歯磨き粉 1個
	300円/都度	BOXティッシュ 5箱入り
	850円/都度	入歯洗浄剤 108錠入り
その他の料金	実費相当額	利用者に負担をいただくことが適当であると認められたもの

※日常生活品については、原則ご家族様にご用意して頂きます。施設で購入した場合のみ、日常生活品費をご請求させていただきます。

<キャンセルについて>

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金額の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金額の80%の額